

第 5 章 アキノ政権、安定化への苦闘

マルコス亡命とアキノ大統領就任を伝える報道
(『マニラ・タイムズ』1986年2月26日)

「二月革命」の劇的な展開によつて二〇年に及ぶ独裁政権が崩壊したことは、フィリピン国民の精神をかつてなく高揚させた。市民の広い参加（「ピープル・パワー」）による無血の政変とそれを代表するコリー・アキノ大統領は国際的に高い声望をかちえた。二月革命の遂行者としてフィリピン国民のナショナリズムの感情は刺激され、今後の民主的変革と国民生活向上への期待もふくらんだ。

しかしアキノ政権下の現実の達成は、「ピープル・パワー革命」の栄光との間で大きな落差を生んだ。これは歴史の逆説であるが、「ピープル・パワー革命」の栄光はかえつてアキノ政権初期の政策努力のつまずきの原因となつた。それは、急遽政権についたアキノ政権としてまずめざした権力基盤の確立と、関連した「平和と国民和解」路線をめぐつて起こつた。

1 アキノ政権の確立過程

二〇年の独裁政権と「二月革命」を経たあとのフィリピンの政治過程は複雑をきわめた。概括すれば、政権成立から八七年憲法の制定、それにもどづく両院議会選挙（一九八七年五月）、地方選挙（八八年一月）に至る制度的整備と多数派形成である。

(1) 政権初期の人的構成⁽¹⁾

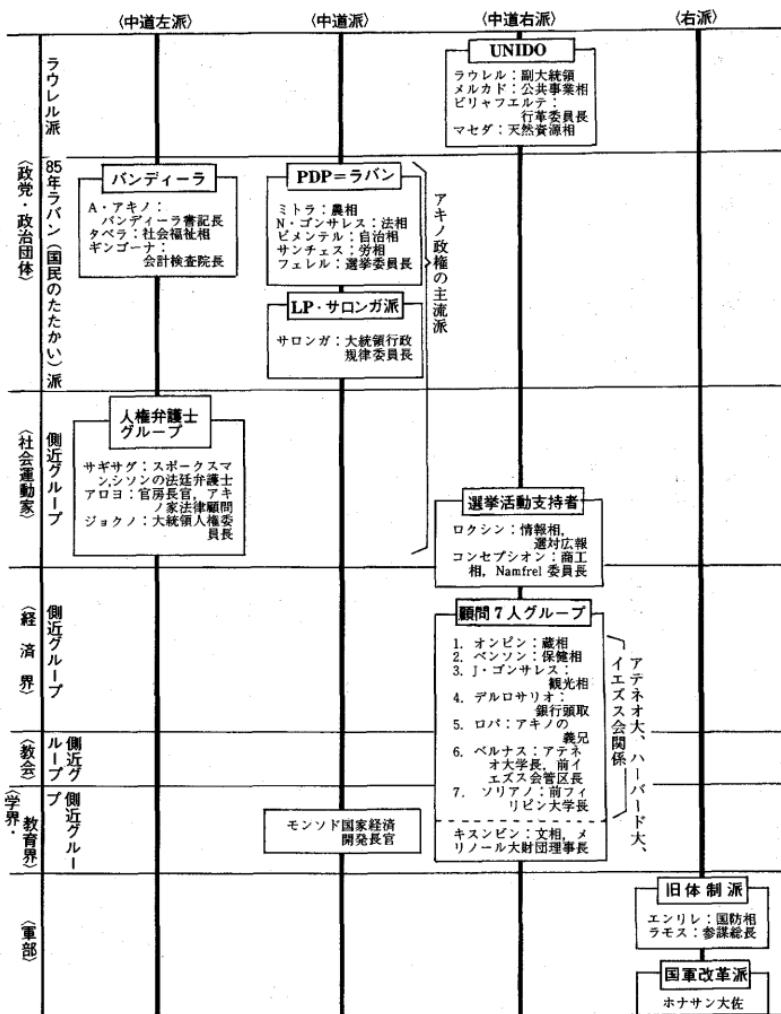
一九八六年二月二五日、正副大統領の就任宣誓につづき、アキノは大統領行政命令第一号を発し、ラウレル副大統領を約束通り首相に任命した。またエンリレ国防相を再任、ラモスを大将に昇進させて参謀総長に任命した。翌日には、ラウレル副大統領兼首相の外相兼任をはじめ新内閣の名簿を発表した。非公式の政治顧問などを含め、政権を構成する人びとを政治的立場と出身、所属との座標の上に示すと図5-1のとおりである。

この陣容はアキノ政権が、反マルコスに結集した諸勢力の連立政権であることをはつきりと示している。二月選挙から二月革命にかけてアキノ政権樹立に貢献した各界各層が網羅され、それぞれの力関係を反映していた。

政治経歴から見れば、エンリレ国防相、ラモス参謀総長、フェルナンデス中央銀行総裁のようなマルコス政権時代の要職者、サロンガ、ミトラ、ラウレル、マセダ、フェレルなど戒厳令以前の与野党政治家、ピメンテルなどマルコス期野党政治家など既成の公職者から、はじめて政治の世界に入ってきた、広い意味でのピープル・パワー的要素の代表に及んでいた。後者は、「コリ・・アキノを大統領に」運動（C A P M）を組織し「エドサ」の結集を呼びかけた教会、経済界、学界、教育界、大衆運動の指導者を包含していた。

社会階層として見れば、この連立政権は、オンピン、コンセプシオンら商工ビジネス、アキノ

図5-1 アキノ政権発足時の勢力分布



(出所) 野沢勝美「嵐の中のアキノ政権」(浅野・福島編『アキノのフィリピン』)89ページの図を補正。

「コフアンコ家など地主勢力、エンリレ、ラモスらの国軍、バンディーラなどが部分的に代表する中産市民層から成り立っていた。

連立政権において主流派を構成したのは、故ニノイ・アキノ、コリー・アキノ、そしてアキノ「コフアンコ家につながる人脈であった。アキノ・ラウレル・チーム結成時の、コリーがUNIDOの旗の下で立候補し、ドイ・ラウレルが首相と重要閣僚を兼任して政治運営の実権を握る、そして閣僚の二五〇三〇%をUNIDOに割当てる、という選挙協定は、政権成立の経緯から事実上、意味をなさなくなつた。アキノ自身、後日そのような約束の存在を認めながら、ピープル・パワーによる政権成立が事情を変えたことを指摘している。UNIDOは政権内の非主流派の地位に追いやられ、ドイ自身は一旦得た首相職さえ失うことになるのである。クーデタ計画が破れた結果、ピープル・パワーの動員に保護を求めておくれてアキノ政権樹立に参加した旧マルコス派の国軍の場合も同じような立場である。

主流派を構成する政党、政治団体は、大統領選挙時のアキノ派の連合組織「国民のたたかい」(ラバン)傘下の主要二政党、PDP・ラバン、LP・サロンガ派、それに政治団体「バンディーラ」(これ自体も連合体)であった。これらは法相、自治相、選挙委員長など政権の主導権を握る地位、マルコス一族らの隠し資産摘発に当たる大統領行政規律委員長、などの要職を押さえた。旧LP以来、ラバン、次いでPDP・ラバンとつながる故アキノ上院議員の政治歴にかかわる人系列が主流となつた事情は、その後の政界再編成を通して続いている。主流派のなかでもP

D.P.・ラバンが中核で、L.P.・サロンガ派は経緯から言つて周辺にあつた。

主流派のいくつかの流れのなかで、コリーの側近グループ、とりわけ人権弁護士グループの発言力が注目される。政治犯弁護組織「兄弟愛、清廉、民族主義を推進する弁護士運動」(M A B I N I)に所属するジョーカー・アロヨ、レネ・サギサグ、アウグスト・サンチエス(PDP・ラバン所属でもある)がそれぞれ官房長官、スペークスマン(のち大統領法律顧問)、労相を占めた。別にホセ・ジヨクノ(元N P上院議員)も大統領人権委員長に就任した。政権初期、アキノ政権の政治運営の舵取りをしたのは、実質上、ピープル・パワー的要素を代表するこのグループ、特にアロヨ官房長官であった。それは政権成立の経緯や人的構成上からくるものであつた。

コリー個人は反マルコス闘争の凝聚点として文字どおり「ピープル・パワー革命」の顔であつた。反マルコスの意志の堅固さ、高い道義性、社会的背景など、人気を裏づける十分な資産ももつていたが、政治、行政上は素人でこれに政治的力量や指導性を求めるのは酷であつた。まして二〇年の長期政権崩壊後というまれな政治的激動の時期における国家再建という難事業である。政治運営に当たるには、どうしてもこれを補佐し助言を与える信頼すべき側近グループが必須であつた。コリーに出馬を促し、選挙運動を担ってきた顧問七人グループ(いわゆる「トレント公会議」)をはじめとするイエズス会、アテネオ大、ハーバード大関係者などの人脈がこれに当たるが、とりわけ弁護士グループ、なかでもアロヨとは、苦難の時期に故ニノイ救援活動を通してアキノ一家を支えたという信頼関係で結ばれていた。アロヨは一九八七年八月クーデタ後の一一月、

軍側の圧力で解任されるまで文字どおり「ミニ大統領」として権力をふるつた。アキノ外遊中は、副大統領でなく彼が大統領事務を代行した。各省からの企画や建議は官房長官の手許で握りつぶされたり、遅延させられた。これが行政非能率の批判を受ける一因となつた。とりわけ問題化したのは、アロヨがマルコス時代の被弾圧者救援に当たつた者として旧マルコス派に対しきびしい態度で臨み、国軍との軋轢を生んだことである。

主流派のもうひとつの流れとして、アキノ政権は有力家族としてのアキノ・コフアンコ家が支える政権と言えた。とりわけ、コリーの実弟ペピン・コフアンコはすでに二月選挙中、マルコス派の有力家族に対しても政治工作を行なつてゐる。またコリーの選挙運動に常時随行し、RAMとの交渉窓口の役割も果たしている。⁽²⁾ 政権成立後も黒子役として裏工作に任じていたと見られるが、その存在が表面化してくるのは総選挙準備が始動してからである。

したがつて、発足当初の主流派の表の顔はピープル・パワーを代表する人権派勢力、裏の顔は有力家族の代表、アキノ・コフアンコ家と言えた。

アキノ政権はこのように、いくつもの流れを代表する勢力から成る連立政権であつたが、それらの間の均衡が保たれ「採長補短」が行なわれば、アキノの人気、ラウエルの政治経験と穩健性に、エンリレ、ラモスの参加によつて一番問題であつた軍事力の裏づけを得て、アキノがかかけた「平和と国民和解」の方針に沿つて国家再建の軌道に乗つたかもしれない。政変の後見役を果たしたアメリカの期待もそこにあつたと見られる。

しかしそうはならなかつた。政権は発足以来はげしい内部対立を繰り返した。「多彩な連立内閣」を反映して相互の政治的立場もへだたつていた。新人政治家の登場とピープル・パワーの熱気、それに長期政権からの解放感という背景もあつた。一九八六一八七年にかけて展開された对外債務交渉や包括投資法など経済政策をめぐる閣内対立などは、見方によつては国際金融界の信認を重視する経済実務派のオンピング相と学者出身の民族主義派モンソド国家経済開発長官との立場の相違とも言えた。しかし、政権発足早々のシソンＣＰＰ委員長、ダンテ（バスカイノ）N.P.A司令官など政治犯釈放問題をめぐる対立（人権派弁護士グループ、対、国軍を代表するエンリ・ラモス）、とりわけアキノ政権の性格をめぐる革命政権か立憲政権かの対立（政権主流派、対、ラウレルなど非主流派）などは政権の主導権をめぐるまぎれもない権力抗争であつた。これらの対立を通じて主流派内ピープル・パワー派が強い発言権を握つたことは、政権の進路に大きな影響を与えることになつた。

(2) 制度的基盤の整備

政権に就いたアキノ政権は、二〇年の治世を通じて牢獄として根を張るマルコス派に対しても政治的には未経験な者を含む寄合い所帯という弱点をもち、その権力基盤の確立が急務であつた。発足以来、マルコス一族・支持者の資産凍結と不正資産の追及、最高裁、選挙委員会など官界の

刷新、大統領警護司令部や国家情報公安局の縮小・再編、政治犯の釈放と人権抑圧の調査などの形で、一連のマルコスの資金・人事的基盤の解体や旧悪の追及がなされた。また特に地方における権力基盤解体のため地方首長の入れ替えが強行されていた⁽³⁾。しかし、より基本的な法制整備によって早期から自己の権力基盤創出を図ったのがアキノ政権の特徴的な手法であった。

「暫定憲法」の公布

アキノ大統領は、政権成立後一ヶ月経った三月二十五日、布告第三号を発して、七三年憲法（修正を含む）の一定条項を取り入れた「暫定憲法」を公布した。それにより、国民議会と首相職は廃止され、大統領は、新憲法にもとづいて立法府が選出、召集されるまではひきつづき立法権を行使することになった。また大統領が六〇日以内に三〇～五〇人から成る新憲法起草委員会を選任し、同委員会が提出した草案は六〇日以内に国民投票に付されて過半数による承認で発効する、という制憲手続きが示された。大統領は記者会見で、起草委員会が九〇日以内に作業を終了し、一年以内に総選挙が実施されるようにとの希望を表明した。⁽⁴⁾

これは政権発足以来、一ヶ月に及ぶ「政権の正統性の基礎を何に求めるか」の論争に終止符を打ち、海外からの誤解を避けて「革命政権」の語こそ使わなかつたが、政権を事実上、革命政権と位置づけるものであつた。布告は、新政権が「新フィリピン国軍の支援を受けたフィリピン人民の力の直接の行使を通じて就任」し、「人民の非常の行動によつて表明された直接の委任」を受け、「七三年憲法の諸条項を無視し」ていることを明確に述べている。

論争では、政権主流派が、新政権が七三年憲法でなく人民の直接行動に正統性の根拠をもつ革命政権である（三月二日、ゴンサレス法相）としたのに対し、非主流派の側は七三年憲法に正統性を求める立憲政権論であった。結局、三月一二日、革命政権問題委員会を設置してそこに検討を委ねたが、委員長はゴンサレス法相であり、主流派が押し切る形で暫定憲法公布に至ったのである。⁽⁵⁾

革命政権論議の本質はどこにあつたのであらうか。

主流派は大統領立法権を継続することで急進的な改革路線の主導権を確保しようとしたのであらうか。そうではない。アキノ政権が、国民議会による当選宣告という手続きを経ず、正統性の面でひけ目を感じていたことは、「新憲法にもとづく政府を準備する移行政権」という自己規定に明らかである。とても革命政権の姿勢ではない。暫定憲法が大統領立法権行使の継続に当たつて優先すべき項目も、政府の全面的な再編成、国民の諸権利と自由の保障と救済、経済復興、前政権の不正取得資産の回復、汚職と腐敗の根絶、国民和解の追求、に限定している。これらはマルコス色の払拭に重点がおかれており、直接に急進的改革を意図したものではなかつた。むしろ、その後のアキノ政権下の農地改革の停滞に関連して、アキノ大統領が与えられた強大な立法権限を行使せず実質的な政策決定の任務を新議会に委ね、みずからもつぱら民主主義過程の回復という制度面に専念したという指摘が広く行なわれ、これは最近の政府任命の調査委員会報告（後述の「ダビデ委員会報告」、一九九〇年一〇月）にも現わっている。⁽⁶⁾

それでは、KBLが圧倒的多数を占める国民議会が存続しその土俵上では政治的主導権が得られないからか。その根拠は大いにあった。KBLはすでに三月三日の幹部会で、アキノ政権に合法性を付与するために現行憲法改正で協力することを決めていた。またフィリピンの政党の常である、野党が新しい与党になびくなどれ現象も起きはじめていた。オプレーのフィリピン国民党（PNP）結成の動きや、KBL改革派の政権との連立意向である。ただしその抱き込みにはかなりの譲歩を必要とし、アキノ政権の主導性は制約を受けたであろう。

より正確な説明は、主流派が国民議会ではKBLに対してだけでなく与党内の非主流派に対しても絶対的に少数であった事情である。一九八五年末一九二一人の国民議會議員中、KBLは一二四人、野党五八人であったが（その他独立会派一〇人）、野党内ではUNIDOが三七人と圧倒的多数で、PDP・ラバンは一〇、その他NP七、LP三にすぎなかつた。⁽⁷⁾これでは議会内多数派工作の場合もUNIDOなど非主流派を利するのみである。事実、非主流派は国民議会の廃止に反対し一部KBLとの和解を主張した。そもそも議席が少なく中心幹部も議席をもたない主流派としては、何もマルコスの作った制度に依拠した立憲的な方向をえらぶことはない。新憲法制定を急ぎ、みずから作り出した制度の下での多数派形成の道をえらんだのである。

非主流派は、頑固なマルコス忠誠派を除く旧マルコス派と組んでの国民議会内の多数派形成の目論見が破れただけでなく、ラウレルがせっかくかちえた首相職も廃止されて政権運営を取り仕切る期待も失ったから、その反発は大きかった。四月一四日、KBL派の前議員九三人、その他

知事、市町長が参集して国民議会を「再開」、政府に議員などの公務員、地方首長、司法職など の任期いっぱいの身分を保障し、七三年憲法の改正を国民議会法務委員会で検討することを要求 したが、一時は政権内非主流派も「再開」に同調する姿勢を示した。⁽⁸⁾ のちに完全野党となつたエ ンリレの主張、また彼につながるRAMの度たびのクーデタ事件におけるスローガンは、常に 「七三年憲法への復帰」をかけたのである。

新憲法の制定

アキノは一九八六年四月二三日、憲法制定委員会法を布告した（布告第九号）。政権の正統性についての疑義と関連して制憲委員の任命についての批判が強いことにかんがみ、同法により広く 有資格者の推薦、同名簿の公表、異議申し立ての手続きがとられた末、五月二五日大統領が委員 四四人（のち四人を追加）を任命した。⁽⁹⁾

同委員会の色分けは、保守派三〇、急進派一〇、稳健派二、旧体制派六（うち四が旧KBL系P NP、二が非KBL）とされる。これはアキノ政権の前述の構成をほぼ反映したものと見られ、とりわけ議長にアキノ擁立運動の中心であつたパルマ女史、行政小委員長に叔父のスムロン元上院 議員など重要ポストを側近で固め、顧問のベルナス神父（アテネオ大学長）が第一次草案の起草を 担当したと伝えられることから、政権主流派の意志が貫かれたと言つてよからう。

制憲委員会は六月一日に発足し、予定よりわずか一カ月半遅れただけで一〇月一五日新憲法草 案を提出した。草案には、農地改革条項に不満をもつ農民代表一人を除く制憲委員会の全員四四

人（当時の現員）が賛成した（ただし七人が留保つき）。審議の過程では、民族資本の保護、米軍基地撤去と非核宣言、現正副大統領の正統性と任期などをめぐってきびしい対立となつたが、このような調整を見たのである。

新憲法草案の主要特徴点は次のとおりである。⁽¹⁹⁾

(1) 大統領への権力集中を避けるため、大統領の任期は一期六年に制限し、その権限も、戒厳令布告ないし人身保護令停止では期間を六〇日以内に制限し議会による抑制を設けた。大統領の非常時立法権はもちろん廃止された。外国借款にも通貨委員会や議会の制約を受けることになった。大統領任期中の配偶者、近親者の登用も禁止された。

一方、マルコスの私兵化した軍・警察の近代化のために諸種の規定が設けられた。参謀総長の任期制限、軍人の停年延長禁止、現役軍人の政府機関等への配属禁止、私兵の禁止、準軍事組織の解体・改編などである。人権保護のための人権委員会が独立機関として設置され、行政規律委員会は憲法発効後も一八カ月存続することになった。司法独立維持のための抑制措置も規定された。

た。

(2) 民族主義派の不満は残したが、米比軍事基地協定の一九九一年失効後は、外国の軍事基地、部隊、施設の駐留は上院の同意、および議会が要求する場合はレフアレンダムの過半数の承認を

要することになり、原則および国策として非核政策が採用された。

国家による国民の保護、基本的人権の保障の規定は詳細をきわめている。例えば公的情報の公開、死刑の廃止、高校までの無償教育などに及んでいる。

またコルディリエーラ、ミンダナオ・イスラム両地域に立法部、行政部、特別裁判所をもつた自治地域を法制化するよう定めた。

(3) 新憲法により政治制度としては、一九七二年以前の体制、つまり三五年憲法体制に回帰した。まず首相職廃止によりフランス型大統領制からアメリカ型大統領制に復帰した。ただし七三年憲法による「議院内閣制」はマルコスの政権延命の便宜から形式的に採用したまでであって、八一年にフランス型大統領制を採用した際、すでに半歩アメリカ型に戻っていたのである。

議会も二院制を採ったばかりか、特に上院は二十四人の定数から全国区制に至るまで三五年憲法そのままであった。ただ両院議員には、任期に前述の制限を付けたし、政府機関等への兼職禁止など、若干の制約を課した。

また下院議員定数二五〇人は、全国、地方、分野別政党・組織からの名簿によつて選出され、当初の三期はうち二五人を労働者、農民、都市貧民、少数民族、女性、青年その他職能分野（政教分離により宗教分野は除く）から選出されることにした。そして過渡期規定により、法制化までは大統領がこの二五人を指名できることになった。ピープル・パワーへのささやかな配慮と言つてよからう。

したがつて新憲法草案は全体として見れば、マルコス色の払拭と独裁再発防止の意図、それとも関連してピープル・パワーの高揚を反映した民主的民族的条項が目立つにもかかわらず、選んだ政治体制の本質を言うなら「三五年憲法体制への回帰」というところに意味がある。選挙制度の上からも、議会の役割増大という点からも、マルコス政権下で逼塞させられていた旧政治家、したがつて各地有力家族の復権と発言力の強化が約束された。政権主流派中核部分の意向は明確にそこにあつた。

政権内のピープル・パワー的要素は、「世界で最も冗長」と言われるような様ざまな条項を盛り込むのに成功したが、詳細な規定も政治的意志の裏づけを欠いた場合は死んだ作文と化する。例えば農地改革の規定は、すでに条文起草の段階で優先順位と農地の保有限度の決定を議会に委ね、公正な補償支払いと小土地所有者の権利保障を条件とする微温的なものになつていた。これが制憲委農民代表の怒りを買ったのである。肝心のアキノ大統領自身は、大統領立法権を保持しながら主要な改革の中味をひたすら選出されてくる議会に預けた。

草案完成に伴い、現実政治の焦点は国民投票による新憲法承認の問題に移つた。暫定憲法布告によつて七三年憲法の手続きによる正統化の道をみずから断つたアキノ政権には、草案審議の過程でも、制憲委内外の旧体制派から大統領選挙やり直しの要求が執拗になされた。結局草案は、「一九八六年二月七日の選挙で選出された現正副大統領の六年の任期は、（両院議員との）同時選挙実施のため、九二年六月三〇日正午まで延長する」という過渡期規定を設け、新憲法承認をも

つて事実上の信任投票とする道をえらんだのである。

国民投票は旧体制派にとつてアキノ政権確立を妨げる最後の機会であつた。政権内非主流派にとつても主流派の主導権確立を妨げる好機であつた。ラウレルは結局、草案支持に回つたが、エンリレは、当時進行中の民族民主戦線（NDF、CPP-NPA側はこの統一戦線組織で代表された）との停戦交渉への反対もからめて、七三年憲法の復活と新たな大統領選を強く要求した。エンリレと氣脈を通じたRAMの一九八六年一一月の未遂クーデタ計画（「女王陛下万歳」作戦）、八七年一月のマルコス派将兵の民間テレビ局占拠事件は政権確立阻止をねらつた実力行使であつた。エンリレは一一月の事件に連座して国防相を解任され、完全に野党に回つた。⁽¹¹⁾

アキノ大統領の個人的人気、それに憲法条項におけるビープル・パワーに対する一定の配慮も功を奏し、一九八七年二月一日の国民投票は圧倒的に新憲法を支持した。投票率八七・〇%、うち賛成は七六・四%、反対票は二二・七%であった。農地改革条項に不満な急進派「フィリピン農民運動」（KMP）は、その直前に起きた、本格的な農地改革を要求する農民デモに兵士が発砲した「メンジヨーラ橋事件」に硬化したが、投票結果に大きく響くことはなかつた。⁽¹²⁾

(3) 多数派の形成

八七年憲法の成立により、アキノ政権は形式面の正統性を得た。しかし制度的整備と並行した、

政権主流派による安定的な権力基盤作りはより曲折した経過をたどった。政権発足直後の奪権諸措置、新憲法にもとづく総選挙（一九八七年五月）と統一地方選挙（八八年一月）が大きな節目となつた。

旧政権からの奪権諸措置

政治革命の過程で旧政権、旧与党KBLの占める基盤を切り崩しそれら勢力の一掃を図ることは当然の措置であつた。⁽¹³⁾

第一に、前述のとおり、KBLの拠る牙城、国民議会を廃止した。

第二に、大統領の地方行政機関に対する統制権（暫定憲法上）を行使し、地方首長等の地方自治体役員を更迭してマルコス派有力者の支持基盤を切り崩し、これを自派の役員代行者（OIC）で置き換えた。棘腕をふるつたのは主流派のアキリノ・ピメンテル地方自治相で、自治体役員は一九八六年六月三〇日が任期満了日であるのを、三月三日限りとして更迭を進めた。当時KBLが九〇%を占めていた全国一万四〇〇〇人の地方首長、各級議會議員は、政権発足二カ月のうちに知事の七六・三%、市長の六六・七%、町長の四二・七%が更迭された。⁽¹⁴⁾

しかしこの措置はマルコス派のはげしい抵抗に会い、なかでも軍閥として知られる南ラナオ州ディマポロ知事派は政府軍に武力で抵抗した。国防相は、三〇〇〇人の私兵団を訓練中という同派の三訓練基地の解散と銃器押収を命じた。住民が直接選出した信望ある首長の更迭を強行した場合は特に紛争を招いた。政権内部でも主流派優先のOIC人事に対し反発が強まつた。⁽¹⁵⁾

選挙委員会委員、最高裁・高裁・公務員犯罪特別裁判所の判事ら、マルコス支配を担つた政府機関の高級公務員の辞任は政変直後から始まつていたが、暫定憲法による行政改革としてさらに更迭が進められた。⁽¹⁶⁾

第三に、マルコス・ベル派の将軍を解任し一定の国軍再編措置を行なつた。これは二月革命後真先に着手され、ベル参謀総長、陸海空三軍司令官ら合計一三三将軍を解任し、大統領警護司令部（PSC）一万五〇〇〇人は大統領警護隊（PSG）に改称するとともに一大隊に規模縮小した。悪名高かつたベル直轄の国家情報公安局（NISA）は縮小、再編して戒厳令以前の国家情報調整局（NICA）にもどした。⁽¹⁷⁾

第四に、マルコス一族と側近の内外不正隠し資産の接收により旧体制派の資金源封じが図られた。アキノ大統領は行政命令第一号で、大統領行政規律委員会（PCGG）にマルコス夫妻と代理人の資産を凍結し、その隠匿を阻止する権限を与えた。PCGGは、一九八七年一月までに国内の二六八社を接収したと発表した。その六〇%がベネディクト、コファンコ、フロイレンド、ロムアルデス、マルコスの五家族の所有企業に集中していた。新憲法の規定する資産返還訴訟手続き期限である八七年八月一日を前に、同七月末現在マルコス一族だけで二〇〇〇億ペソ、クロニー、マルコス政権閣僚を含めると二〇〇人に對し、三五件総額二兆六二〇〇億ペソの民事訴訟が提起された。⁽¹⁸⁾

留意すべきことは、主流派が旧政権を断罪した返す刀で非主流派の切り崩しを図つたことであ

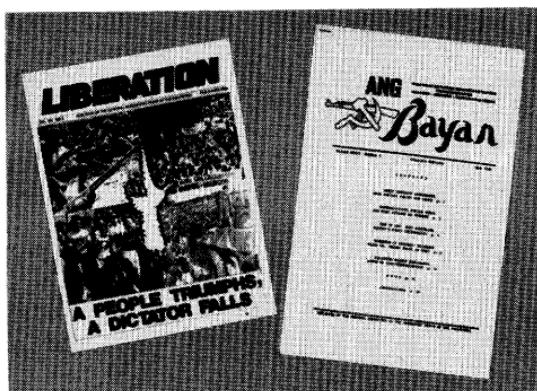
る。UNIDOとLPP・サロンガ派は暫定地方首長任命に当たつて公平を要求した。ピメンテル地方自治相は非主流派、特にエンリレ国防相の反感の的となるに至つた。⁽¹⁹⁾

八七年総選挙

新憲法草案発表とともに、与野党各派は間もなく行なわれる総選挙に向けて再編成に動き始めた。政権主流派にとつては正常化を完成させてみずから主導権を確立するために、非主流派と旧体制派にとつてはみずから生き残りを賭けて。その過程で一九八六年一一月エンリレ国防相は解任され、野党组织の整備に走つた。それと相打ちで容共派と目され国軍側の反感が強いピメントル地方自治相、サンチエス労相、汚職の噂のあつたマセダ天然資源相、メルカド公共事業相も更迭されるか辞任したが、これらは上下院議員候補に転身した。⁽²⁰⁾

再編の結果、一九八七年五月総選挙を迎えた政治地図は次のとおりとなつた。⁽²¹⁾

与党連合「ラバン」（選挙を前に三月、「国民のたたかい」から「国民の力」に改称）を構成したのは、(1) PDP・ラバン、(2) UNIDO、(3) LPP・サロンガ派、(4) 国家の力（略称ラカス）、(5) バンディーラ、(6) キリスト教民主主義国民連合（NUCD）の主要政党・団体である。このなかでラカスは、アキノを支える超党派の政治運動体として一九八六年一一月に結成されたばかりであるがのち政党化した。アキノの実弟でPDP・ラバン総裁のペピン・コファンコがこの結成に大きな役割を果たし、アキノ政権の閣僚・次官が大挙参加し急速に重みを増した。ここで「アキノ大統領の選挙」として発表された二四人の与党連合上院議員候補の党派別内訳は、(1) 四人、(2) 三人、(3)



「二月革命」への立ちおくれを自己批判した共産党機関誌『アン・バヤン』(民族)と民族民主戦線機関誌『リベレーション』(解放)

四人、(4)一〇人(所属をただ「ラバン」と名のる四人を含む)、(5)一人、(6)一人、でその情勢を反映していた。

一方、UNIDOの凋落は上院指名候補数わずか三人に示されている。首相職廃止、OIC任命の過程でラウエルはその政治指導力低下を印象づけ、UNIDO幹部の離反を招いた。マセダ、ゴンサレス、ビリヤフエルテの三閣僚は去つてラカスに投じ、エスピナ書記長とガンドアは野党連合GADに移った。

野党は、右派の「民主主義のための大連合」(GAD)、「平和進歩連合・新社会運動」(UPP・KBL)と、左派の「新政治連合」(ANP)であつた。

GADとUPP・KBLはほとんどが同根のKBL系の政治家から成り、当初は野党主要七党から成るGADの下に統一候補を指名する段取りであつたが、エンリレを擁するNP・カエターノ派がKBL内マルコス忠誠派を嫌つた結果、まとまらなかつた。しかしUPP・KBLはGADの七候補を重複して公認した。GAD参加は、NP・カエターノ派、PNP、LP・カラウ派、社会民主党(CSDP)、UNIDO分派、ミンダナオ同盟(MA)、ムスリム連邦党の七党であつた。PNPは制憲委員四人を送り、新憲法草案も支

持していた。⁽²²⁾

左派の A N P は、一九八六年八月末結成された合法大衆政党「人民党」(P n B)、「新民族主義者同盟」(バヤン)を中心とし、「五月一日運動」(K M U)、「フィリピン農民運動」(K M P)、「フィリピン学生同盟」(L F S)などの労、農、学生、婦人大衆団体を傘下に擁していた。これらの背後にあると見られる C P P は、二月選挙ボイコット戦術の失敗を自己批判して路線を修正し、初めての全国的な合法選挙参加を準備していた。さきの新憲法承認投票でも当初の反対の立場から、アキノ人気に配慮して最終的には賛否は各成員の判断に委ねられていた。

五月一一日の総選挙の結果は、ラバンの圧勝であった。上院では二四議席中の二二、下院でも、二〇〇議席中の一四七を占めた。野党は上院で G A D 二、下院で G A D 、 U P P 、 K B L 合わせて二五、 A N P 二に終つた。下院無所属二〇は多くが旧マルコス派の党籍隠しと見られる。⁽²³⁾

政権主流派の勝因は、二月革命の熱気冷めやらぬ状況下でアキノ人気を徹底して利用し、これを実体化させる戦術をとつたことである。与党候補はいずれも「アキノに選ばれた」候補であることを売り物にした。下院では与党各派がアキノの候補になることを争い、調整し切れず公認なし選挙区が続出した。この延長線上でラバンは、政策論争に立ち入らず「反マルコス」を争点にして右派野党を攻撃した。教会も、シン枢機卿みずから「無神論、暴力闘争を喧伝する」左翼に警告するとともに、返す刀で「過去を忘れるな」とマルコス派を斬つて捨てる援護射撃を行なつた。⁽²⁴⁾

政権側の野党攻撃は言論によるものだけではなかつた。一九八七年総選挙は七一年選挙以来の正常な選挙ではあつたが、選挙の行なわれ方は旧態依然たるものであつた。フェレル自治相は選挙戦当初、ラバン候補を支持しない地方首長代行を解任する締め付けを行なつた（さすがに最高裁は解任停止を命じた）。買収、野党支持者への圧迫、警察軍動員など伝統的な干渉が行なわれた。とりわけそれはANP支持者に向けられた。⁽²⁵⁾

選挙戦術にすでに表われているが、アキノ政権の多数派形成は同時に旧有力家族の復権でもあつた。ソリアーノの調査によると、一九八七年総選挙における下院当選者二〇〇人のうち、七一〇八年の公選職経験者は一三〇人、その親族が三九人であつた。つまり八五%が旧有力家族出身者であつた。別の研究では、職業的には法律家が圧倒的多数で、そうでなければ商工業者か地主である。⁽²⁶⁾ コリー自身は「反マルコス」のシンボルとしてピープル・パワーを体現する存在であったが、確立したその政権はアキノ・コフアンコ家が主導する有力家族の連合体であつた。

与党の選挙戦を準備し取り仕切つたのはアキノ・コフアンコ家であつた。PDP・ラバンの委員長にはペピン・コフアンコがピメンテルを押しのけて就任（一九八六年一〇月第六回大会）、選挙対策本部長にはコリーの義弟ポール・アキノが就いた。ペピンとポールはラカス組織化に力を尽くし、これはのち与党再編＝多数派工作の核となつた。八七年三月に早くもあらわれているペピンらをめぐる汚職の報道は選挙資金とのからみで理解してもよからう。一族のアキノ、コフアンコ、スムロン家からは上院一人、下院六人の議員が選出された。

旧有力家族復帰という性格は、与党が多数派工作として特に地方段階でKBLの旧政治家を原則的に受け入れた点に見られる。これもペピンの主導で行なわれた。長い戒厳令期間の空白に對して、NP、LP系の伝統的政党組織では古い人脈を頼りに急速に地方組織の再建が進められた。それはラカスのような新政党でも同様であつて、この過程で各地方の旧KBL指導者もそこに組み入れられた。下院の与党連合当選者のうち二一人はKBLからの移籍者であつた。⁽²⁸⁾ 旧KBLが与党連合候補として復活する傾向はとりわけ次の地方選挙で顯著であった。バタンガス州では、二月革命後解任された二八人の旧KBL町長のうち一七人が出馬したが、その一六人までが与党連合からであつた。⁽²⁹⁾

ただここで、今後フィリピン社会の基本的性格を見ていくうえで、有力家族の復帰という点をめぐって留意すべきことがある。同じ有力家族と言つても、マルコス政権下の荒療治を経たその中身は昔日の単純な地主家族ではない、ということである。さきのソリアーノの調査では、公選職経験者およびその家族という基準で計つていて、現在の社会経済的地位は必ずしも明らかではない。しかし、すでに一九六〇年代において地主家族の産業各業種への展開は顯著になつていた（第1章参照）。貫徹されなかつたとは言え七一年の農地改革においては、コメ・トウモロコシ農地の大規模地主は確実に地盤を奪われ、転身を余儀なくされた。伝統的財閥に対するクロニ系新興財閥の台頭など、新旧勢力間の変動も著しい。代表的な特權層、砂糖地主も、マルコスの糖業政策による締め付けと七〇年代末以来の国際経済の変動とによる砂糖産業の地盤沈下を前に弱

体化はおおいがたい。アキノ政権下の農地改革に関連して、砂糖地主を中心に起こったはげしい抵抗は、彼らの強さの表われとのみ解すべきではあるまい。さきの「公職経験者とその家族」には、当然、中産階級のビジネス、専門職からの職業政治家もかなり含まれていよう。

統一地方選挙と政界再編

アキノ政権主流派は、一九八七年総選挙で確立した主導権を八八年一月の統一地方選挙を通して地方基盤からさらに固めようと図った。それは多数派形成を完成させようとする当然の動きであつたが、八七年八月のRAMクーデタ未遂事件に伴う政権内の左右両派の排除＝主流派中核部分の政権独占という政治情勢に見合うものでもあつた。

ラウレル副大統領は一九八七年九月、政権が大規模なクーデタ計画に動搖した機をとらえて、反乱問題での基本的な立場の相違を言い立てて兼任していた外相を辞任した。反乱派に迎合的な姿勢を見せてエンリレに接近したこと、事実上、閣内野党の立場に立つたわけである。同時にアキノは、主流派内や経済界から、国軍の事件への対応を批判したアロヨ官房長官、テオドロ・ロクシン特別顧問の態度を責められて、ついにこれら側近に詰め腹を切らせざるをえなくなつた（アロヨと対立関係にあつたオンピン蔵相についても両成敗の形で辞表を受理）。これで閣内に残る初期のピープル・パワー的要素は一掃され、上院にその余映を見るのみとなつた。そればかりではない。弱体化した政権は、前年一一月のクーデタ未遂事件以来、RAMと袂を分かつ國軍内の統制に任じていたラモス国防相への依存を決定的なものとした。アキノは一〇月二〇日の経済一三團

体に対する演説で、左派との国民和解を最終的に断念するとともに、労働争議取締まりの姿勢を明確にした。⁽³⁰⁾

これはアキノ大統領としては大きな転換であったが、アキノ＝コフアンコ一族として見ると、政権主流派のうちの本流というか、中核部分がついに権力を集中したことになる。アロヨら大統領側近を非難し全閣僚辞任を要求したのは大統領の一族であつた。⁽³¹⁾ 左右両翼が排除された結果、少数有力家族と国軍主流派の同盟という政権の性格が明確となる。

多数派形成を進めるペビン・コフアンコは、PDP・ラバンとラカスのいわば新主流派同盟を正式の戦術的同盟に固めて地方選挙に臨んだ。これは当初、総選挙の余勢を駆って新主流派主導の下に全与党党派を单一の政党に解消することを図つたものの、LP（サロンガ派）のホビト・サロンガがそれを嫌つたものである。PDP・ラバン＝ラカス連合は独自に四五知事、二二市長候補を指名し、单一の与党連合は事実上崩壊した。⁽³²⁾

事実上半主流派化したLPは、大統領への支持、協力は続けるが、地方選に独自候補を立てるとともに、アキノ＝コフアンコ家支配に挑戦した。すなわち、今回の地方選には適用しないといふものの正副大統領の二親等以内の血族、姻族の公職立候補を制限する「政治王朝化禁止法案」を上院で可決させた。さらにLP党首のホビト・サロンガは、アキノ大統領が一族や現職高官を公認したのはマルコスと同じだと批判した。アキノも一部親族の出馬を控えさせるなどの措置をとらざるをえなかつた。⁽³³⁾

同時に、一九九二年の大統領選を展望するサロンガは積極的な多數派工作を行ない、地方選までに五上院議員、十五下院議員を与野党から移籍させ、特に上院では九人と最大多數党となつた。³⁴ ラウレルの野党化に伴い、野党側の再編成も進んだ。手勢が手薄となつた彼は、やはり政界で孤立化していたエンリレと提携し、伝統あるNPの旗の下に野党勢力の結集を目論んだ。一九八七年一一月一四日、マルコス忠誠派を除き大多数の旧KBLが参加して保守野党連合NPが成立了。エンリレが名義上の総裁、イシドロ・ロドリゲス（KBL）総裁代行、プラス・オブレ幹事長（P N P）、であった。しかしアキノの傘を失うことを恐れたUNIDO幹部の抵抗でNP・ラウレル派はこれに参加できず、与党連合の一角に残つた。ラウレルはシン枢機卿の仲立ちでアキノと一時政治休戦を行なつた。³⁵

統一地方選の結果は、与党連合、なかでもラカス＝PDP・ラバンの新主流派連合の圧勝に終わつた。七三州知事当選者の場合、党派別所属がそれと判るものだけで少なくとも三九人を数えた。³⁶

地方選終了により、一九九二年の改選期まで政治日程はバランガイ選挙（予定の八八年五月が八九年三月に延期）を残すのみとなつたので、政治勢力間の地図の塗り替えの動きが加速化した。アキノ大統領がピープル・パワーに依拠することを標榜して党派から超然の立場をとつてゐる間に、与党連合内新主流派は多數派の形成を終わり、同じく新非主流派は上院を中心に一定の勢力を固めた。一方、右派野党も八九年半ばまでにようやくラウレル＝エンリレ連合のもとに旧KB

Lの結集を一応完成した（前掲図4-1参照）⁽³⁷⁾。

与党連合新主流派は、PDP・ラバン＝ラカス連合を一九八八年九月に正式に合同させ、「民主フィリピン人のたたかい」（LDP）を発足させた。ラモン・ミトラ下院議長が総裁となり、下院では一六二人の圧倒的多数派を形成した。与党連合新非主流派のうち、多数派工作で先行していたLPは、LDPに切り崩され、下院では一八人に減少した。一方、PDP・ラバンのうち進歩派のピメンテル派は合同に参加しなかつた。これらにキリスト教民主主義国民連合を加えた三派は八八年七月、党首間の同盟を成立させた⁽³⁸⁾。

立ちおくれた右派の連合も、まず一九八八年三月、政治家と経済人による傘組織「力と愛国心の結びつき」（略称「祖国の進歩」）を発足させたあと、そのもとに同八月「国民運動連合」（UNA）を結成した。これには反アキノ勢力であるNP、UNIDO、KBL、GAD、MAなどが結集し、ラウレル副大統領が世話人となつた。ラウレル、エンリレを中心とした右派の結集は、最終的に八九年五月のNP再建大会で実現した（ただしマルコス忠誠派などKBL、GADの一部は不参加）。ラウレル党首、エンリレ幹事長、オブレ執行副党首の陣容で、連邦国家制、米軍基地の五一〇年以内の撤去、企業的農業と小農を除外した部分的農地改革、などを掲げ反アキノ感情へのアピールをねらつてゐる⁽³⁹⁾。

2 「平和と国民和解」路線の挫折

アキノ政権は政権発足一年にして新憲法という制度的基盤の整備、さらに半年を経ずに与党新主流派による多数派の形成、つまり政治的基盤の創出に成功した。通例であれば、これは政権安定の十分条件のはずであつた。しかし実情は、政権五年間に八回ものクーデタ、同未遂事件にさらされ政治的な安定には遠い。また政情不安との相互作用もあって、一九八七・八九年に見られた経済回復の端緒もすばみ、経済は確たる再建軌道に乗るどころか、失速寸前の状況にさえ立ち到つた。この原因はどこに求めるべきであろうか。政策路線と政治力学の両面から探つてみたい。

(1) みずから狭めた権力基盤

二つの鬼子、国軍と共産党

アキノ政権の五年間をふりかえって気づくことは、議会議席において主流派の多数派形成に成功しながらも、その実、権力基盤が著しく狭められていることである。

これは、ひとつにはアキノ政権の特有の構造からきている。アキノ大統領は圧倒的なピープ

ル・パワーの支持を背景にして政権に就いたという経緯から、特定の政党政派から超然とする立場を標榜している。与党連合諸党のうえに君臨していて、直接の足がかりを持たないのである。

これは重大な弱点である。国民的支持と言つてもそれは移ろいやすい人気という要素であつて基盤としては不確実なものである。現に国民生活の改善が進まなくなつてからの大統領の人気の凋落には著しいものがある。

しかし権力基盤としてより根本的な問題は、新憲法批准や総選挙の際の得票率、与党議席だけから権力基盤の堅固さを量つてよいものか、ということである。三五年憲法体制下ではそれで十分であつたかもしれない。しかしマルコス長期政権を経たあとのフィリピンでは重要な政治勢力が脱け落ちることになる。つまり、マルコス支配が生み出した二つの鬼子、フィリピン国軍とフィリピン共産党「新人民軍」である。前者は数的拡大や社会的進出というだけでなく、政治的役割にめざめるという変質ぶりを示した。その野心的分子は少数ではあるが、二月革命に味をしめて権力志向をあらわにし、国軍全体に大きな影響力をもつに至つた。後者は、近い将来の政権奪取の可能性は薄いものの政情安定化の最大の阻害要因に発展した。両者は対極的な位置に立つため、政権としてはその一方に依拠して他方に対抗するという選択肢も論理的可能性としてないわけではなかつたが、結果的にはそのいずれをも体制内に取り込むことに失敗した。

アキノ政権が発足に当たつて、二つの鬼子の取り込みを考えなかつたわけではない。「平和と国民和解」を真先にスローガンとして掲げたことが、そのことを示している。マルコス政権末期

の混乱から国を早急に立ち直らせるためには、マルコス独裁下で歪められた制度、慣行の是正や人的入れ替え（いわば脱マルコス化）を進めながら、まず引き裂かれた国民の間の対立を解消することが急務であり、なかでも追いやられていた反政府勢力を迎え入れる交渉が必要とされた。他方で、国際的な救済の協力を仰ぎつつ、経済安定化の諸措置をとることは当然であった。

大統領選挙戦終盤に当たつて出されたアキノ・ラウエル・チームの公約、「新政権発足一〇〇日以内に着手する一七項目」（表5-1）はまさにそのような文書であった。⁽⁴⁰⁾ そこでは、経済、社会、政治各面の諸改革がうたわれているが、多くはマルコス時代にかき乱された制度、慣行をもとの姿に返すという色彩をもち、決して急進的なものではない。この中には「すべての政治犯の釈放」、「反乱側に対する六ヶ月停戦の呼びかけ」があつて、共産反乱側との和解政策が盛り込まれ、また、「居据わり将軍の一括退役と若年有能な将校の昇進」の項目によつて国軍改革派（RAM）の期待に一応こたえていた。

したがつて、政権成立前夜に、脱マルコス、国民和解、経済再建の稳健な綱領が成立していたことは、二つの鬼子を引き込んだもともと広汎な連立政権の構想であつたと見ることができよう。もちろん、これは選挙を通じての政権樹立を前提としたもので、二月革命のような展開を予想したものではない。しかしアキノ派選挙運動の側は、事務局長格のハイメ・オンピンを中心にRAMとかなり頻繁な接触をもつており、RAMの意向を把握し公約作成時にも当然考慮を払つていたと見てよい（アキノの演説草稿作成にたずさわつたのもオンピンであつた）。

表5-1 アキノ政権公約：新政権発足100日以内に着手する17項目
(1986年2月3日発表)

〔経済改革〕

- (1) 行政の汚職やえこひいきを摘発し不正蓄財を取り戻す
- (2) 貧困・失業の問題として
 - a) 新壳上税の廃止, b) 燃料・電力税引下げ, c) 農業用資材の非課税, d) 農民金融の金利引下げと枠拡大, e) ココナツ・砂糖産業の独占解体
- (3) 対外債務返済条件緩和の再交渉
- (4) 経済混乱と失業への対策として輸入自由化計画の実施延期

〔社会改革〕

- (5) 抑圧的労働3法の改正
- (6) 公立学校教員給与引き上げ
- (7) 政府の教育支配のもとである国民徴兵法の廃止

〔政治改革〕

- (8) すべての政治犯の特赦、反乱側に6ヵ月停戦の呼びかけ、人身保護令の回復、予防拘禁措置の廃止
- (9) 報道の自由の保障、政府の報道管制廃止、報道機関の私的独占の抑止
- (10) 新憲法制定のための制憲会議の召集
- (11) 大統領非常時立法権(憲法76年修正6号)を最終的に廃止
- (12) 停年後の居据わり将軍の一括退役と若年有能な将校の昇進
- (13) 司法制度の公正化
- (14) 政府機関の信頼性、能力主義、献身の回復のため、えこひいき、地縁、血縁による人事の排除
- (15) 日米欧との均衡のとれた外交関係と ASEAN 各国との関係強化
- (16) 華人系など帰化フィリピン人の地位向上
- (17) 比米軍事基地協定、相互防衛条約は1991年までは遵守

(注) この他「農地改革」の実施については、1986年1月16日にアキノがダバオ市演説で公約。

(出所) 野沢勝美「嵐の中のアキノ政権」(浅野・福島編『アキノのフィリピン』) 100ページの表を補正。

改革課題と一七項目公約

もつとも広汎な連立政権への志向は、アキノ擁立運動の初期段階の政策綱領が選挙戦終盤の一七項目公約に組み替えられる事情にも見てとることができる。

マルコス政権打倒をめざしてアキノ擁立に結集したフィリピンの指導者たちは、その目標達成に改革姿勢を必須のものと見ていた。野党統一候補選定のために設けられた呼びかけ人グループ（CG）三人全員と大統領候補者九人のうち七人が署名した「指導八原則」は、共通の「価値、原則、信念」として次のものを含めていた。外国軍事基地の撤去、マルコス政権下で結ばれた全对外経済・金融取り決めの公的検討、のほかに、主要生産手段の所有の分散と所得の平等な分配、国民の（政治的）多元主義の選択。多元主義の選択では、共産党を合法化して武装闘争全参加者の正当な苦情の改善に就任後直ちに着手することが提起されていた。⁽⁴²⁾

参加者の顔ぶれを考えてみると、これはかなり急進的な考え方である。CGのうち、タニヤー・ダ元上院議員は以前から左翼と協力してきた民族主義者として知られるが、コリーは地主の一族、オンピンはアテネオ大、ハーバード大、イエズス会の人脈に属し、フィリピンの代表的企業ベンゲット鉱山社長であった。大統領候補の七人も人権弁護士で民族主義者のジョクノ元上院議員を別にして、ラウル・マングラブス、ミトラ、アンブロシオ・パディーリヤ、サロンガと既成政治家も多い。ドイ・ラウエルとエバ・カラウが署名しなかつたのは、基地問題で一致できなかつたからという本人たちの弁明であるが、大統領候補一本化をめぐる駆け引きの要素もある。

野党統一候補の資格要件としてこれだけのことを要求したのはなぜであろうか。当然、そこには現実政治からの実際的観点がある。強大なマルコスの権力を向こうに回すには既成野党勢力はあまりにも力不足であつたから、アキノ暗殺後の政治不安のなかで急速に力をつけてきた、左翼を含めた街頭議会派、原則重視派の組織力を借りることは避けて通れなかつた。しかし、それを単なる戦術とか選挙目当ての一回限りの約束とは考えていいなかつたであろう。

国民のできるだけ広汎な層を引きつけるには彼らの胸にひびくスローガンが必要だ、と多くの野党指導者が、ビジネス、地主の代表を含めて考えていたのである。打倒すべきマルコスには、戒厳令公布後、真先に画期的な農地改革を引っさげて現われ、権力基盤を拡大した実績があつたし、その後のフィリピン社会の激動を考えれば、社会経済的改革は見送れない課題であつた。全政治犯、武装反乱者の迎え入れも、初期の農地改革を除けば結局は軍事的処理方針に終始したマルコスと対比して、成功すれば大きな政治的、経済的効果を生むものであつた。同時に反乱側が武器をおく条件として当然、社会経済的改革の前進が伴わなくてはかなわなかつた。⁽⁴³⁾

では、C G 指導八原則から一七項目公約への組み替えは、よく言われるような政策的後退であろうか。かならずしもそうではない。

なるほどアキノ陣営は、より保守的なラウエル派や基地問題に神経質なアメリカとの交渉の過程でそれらの意向に妥協した。一九八六年一月三日のUNI D O ラバン政策協定で政策はトーンダウンしたし、一七項目中の基地協定の項目では九一年の満期までは尊重する、となつた。し

かし、軍事基地撤去は、原則重視派、特にタニヤーダなど民族主義派には大きな関心の的であつたとしても、大衆の意識水準から言えば支持層拡大にはならず現実的課題でもない。また、農地改革など諸改革にしても、問題はその進め方にあつて改革の必要性では一致していた。例えば、U N I D O ラバン協定を経た一月一六日のダバオ市におけるアキノ演説を見ると、土地改革、労働者、住宅問題、イスラム教徒、少数民族、保健医療、教育、反乱活動、婦人の八主要社会問題について改善を約束している。土地改革の項目で、土壤、作物、投入財の面からの必要性とともに、小農、土地なし労働者、部族民社会の必要性に応じた実行可能な制度、と述べているところ、現実的な改革の方向を示唆している。⁽⁴⁴⁾

もつとも広汎な連立政権を構想した場合、ことなる利害を調整しつつ改革を進める並み足前進になるのは理の当然であった。政権成立後一〇〇日以内に着手すべき緊急公約項目は、直接、農地改革を含まず、ほとんどが穩健な項目から成ることになったのである。

崩れた「広い連立」構想

しかし一旦政権に就くと、事態は広い連立による並み足前進という安定化路線とは逆の方向に動いた。

政権一ヶ月にしてラウレル副大統領は実権を奪われ、U N I D O は急速に反主流派色を強めた。また、エンリレ国防相ら軍の抵抗を排除して、一方で政治犯釈放や対共産党和平交渉、他方で人権侵害事件など軍の旧悪追及が急速に進められると、国軍側の強迫観念がかき立てられることに

なつた。そうなると、事態はエンリレ解任との相打ちで左派系閣僚が排除されたことにとどまらなくなつた。一旦成立した休戦にもかかわらず和平交渉は軍側の妨害で破れ、左派の政府不信は修復不能のものとなつた。

初期アキノ政権に見られる、旧体制派から中道左派に至る広いスペクトラムの連立政権を維持し、さらに共産党合法化まで実現することは政府首班に強い指導性を要求する。その点、アキノ大統領にはマルコス打倒運動の象徴としては期待できても、経験からも政治的資質からもかかる指導性は期待できなかつた。いきおい大統領側近の助言が大きな意味をもつた。側近とは、初期アキノ政権の場合、「小大統領」と言われるほど実権をふるつたアロヨ官房長官と、大統領一族のアキノ・コフアンコ家、なかでも弟のペピン・コフアンコであつた。前者は、ピープル・パワーを背景に人権派として右派や国軍に対して革新性を打ち出した。後者は政権主流派としての主導権確立をめざして、政略上背後から人権派と協力し、のちにはこれを排除した。したがつてアキノ政権の「革新性」の特徴は、人権派と有力家族の合作を反映して、右派、国軍に対してきびしく、また対外債務の部分的返済拒否の主張に見られるように民族主義的ではあつたが、農地改革などフィリピン社会の秩序変更については決して急進的とは言えなかつた。

この際、予定されていた並み足前進のモデルが破れたことについては、政権成立が選挙による勝利でなく「二月革命」という予想外の発展によつたという経緯が決定的である。⁽⁴⁵⁾ 世界に喧伝された「ピープル・パワー革命」の熱気に浮かされ、大衆は早急な改革に過大な期待を寄せ、政権

内では討論に明け暮れて行政は停滞した。革命的経過によりUNIDO系に対してラバン系が優位に立ち、長期の合作は望めなくなつた。なかでも初期政権の舵取りではピープル・パワー的因素が発言権を握つた。国軍が自分たちの前途に脅威を感じ、反政府色を強めたのもこの経過からであつた。

並み足前進モデルの運命を示すのは、その設計者ハイメ・オン・ピンのたどつた道である。硬骨の反マルコス派としてビジネス界を組織し、軍師、事務局長としてアキノ選挙運動を取り仕切つた彼は、アキノ政権では藏相として中心閣僚であつた。独占排除、民営化など自由企業経営の環境整備、税制改革、政府系金融機関立直しに業績を挙げたオン・ピンは、対外債務返済計画再交渉でもフィリピンに有利な条件をかちえた。しかし国内に根強い対外債務一部返済拒否論を排し、好意的な国際的救済支援体制に信頼して着実な経済再建を図る彼の政策は、議会、報道界ばかりでなく、ピープル・パワーを代表する閣内の民族派からも「プロ外銀」の非難を浴びせられることになつた。一九八七年一〇月、対立するアロヨ官房長官との相打ちで、しかも不名誉な形で解任された彼は同年末、失意のうちに自殺した。⁽⁴⁶⁾

並み足前進モデルが崩れたことによつて失われたものは大きい。早期に情勢安定化を果たして経済を回復軌道にのせる期待は蜃気楼に終わった。そして、安定し強化された政権の下でなら実現できたであろう、農地改革をはじめとする諸改革のその後の進行状態を見る時、ピープル・パワーの代表者たちの性急さが払つた代価は一層高価であつたと言わざるえない。

(2) 収まらない政情不安

マルコス政権が残した二つの鬼子が、アキノ政権の当初の「国民和解」の期待から離れてどのように政情不安の要因になつていったか、具体的な政治過程についていま少し詳細に見てみよう。

続発するクーデタ

アキノ政権になつてからの国軍の軍事力による政治介入事件は、早くも二月革命から四ヶ月を経ただけのマニラ・ホテル占拠事件に始まって、一九九〇年一〇月のミンダナオ反乱事件まで、計画段階のものを含めると次のように四年間に八件を数える。⁽⁴⁷⁾

- (1) マニラ・ホテル占拠事件（一九八六年七月六・八日）——マルコス派将兵、約四九〇人。トルンティーノ元外相が大統領代行就任を宣言。
- (2) 大統領官邸襲撃未遂および旧国民議会占拠未遂（いわゆる「女王陛下万歳」計画、一九八六年一月一一、一二三日）——エンリレ国防相と国軍改革派（RAM）将校、マルコス派政治家の共同謀議だが、未然に制止される。
- (3) 民間テレビ局占拠事件（一九八七年一月二七・二九日）——マルコス派将兵（多くは「ガーディアン同胞団」所属）、市民約五〇〇人参加、反乱軍兵士一人が死亡。首謀者アバディーリヤ大佐、実行者カンラス空軍大佐、ディビナ警察軍少佐。



ノブレ元大佐ら国軍改革派は一時ブツアン、カガヤンデオロ両基地などを占拠した

(Manila Bulletin, 1990年10月5日)

(4)

ボニファシオ陸軍基地占拠事件（一九八七年四月一八日）——マルコス派兵士一四

人と同基地拘置中の四二人が参加、陸軍司令部の一部を占拠、囚人を解放。反乱軍兵士一人が死亡。首謀者はカバワタン少佐、

実行はリブラード軍曹（元大統領警護隊員）。

(5) マニラ国際空港占拠計画（作戦計画（祖国）、一九八七年七月）——マニラ空港、ビ

リヤモール空軍基地の武装ヘリによる占拠計画だが、未然に発覚し詳細不明。ディビナ少佐ら四軍人が軍事裁判で係争中。

(6) 八・二八反乱事件（一九八七年八月二八日）——R A M 将兵二一六〇人が参加、政府軍兵士一二二人、反乱軍兵士一九人、民間人二三人の計五三人が死亡。首謀者はホナサン大佐（当時のち降格して中佐に、最終的には軍籍剥奪）。

(7) 一二・一反乱事件（一九八九年二月一七日）——R A M 将兵、マルコス派将兵計二九一人などが合同決起、政府軍三一人、反乱軍一七人、民間人五一人計九九人が死亡。首謀者はホナサン元中佐（R A M）、ズメル元准将（マルコス派）。

(8) ミンダナオ反乱事件（一九九〇年一〇月四～六日）——RAM将兵が、ブツアン基地（第四〇二陸軍旅団）、カガヤンデオロ基地（歩兵第四師団）を無血占拠して「ミンダナオ連邦共和国」

樹立を宣言。首謀者ノブレ元大佐（元大統領警護隊副隊長）、ルーベン・カノイ「ミンダナオ独立運動（M I M）」指導者。逮捕・投降者三九五人（九〇年一〇月一〇日現在）。

諸事件のうち、ほぼマニラ国際空港占拠計画まではマルコス忠誠派が仕掛けたもので、新憲法制定あるいは新議会選挙までのアキノ政権の基盤が固まらない時期の揺さぶりであった。あわよくばマルコス復辟の期待はもちろんあり、ハワイのマルコスも武器大量密輸や自身の帰国工作を行なつたが、参加者の動機はむしろ今までの恩顧に対する忠義立て、新政権に対する地位保全要求の意味が強かつた。

八・二八反乱事件以降は、二月革命参加勢力の一角であつたRAMが前面に出ることによつて、クーデタの性格は格段に重大化した。特に回を重ねるごとに学習効果が表われ、計画規模が拡大されるとともに、作戦は一層巧妙、計画的、組織的となつたことで衝撃が大きくなつた。

八・二八反乱では、反乱軍側が目標とした八拠点のうち、大統領官邸を除く七地点までが、一時的ではあれ彼らの手に落ちた。アギナルド基地、国営テレビ局、三民間テレビ局、ビリヤモール空軍基地、第三地方司令部（パンパンガ州サンフェルナンド）、第七地方司令部（セブ）、それにレガスピ空港である。

また一二・一反乱事件では、RAMとマルコス忠誠派の合作が実現し、エンリレ上院議員、事

件直前にひそかに帰国したダンディン・コファンコら政治家の関わりが示唆されている。⁽⁴⁸⁾ 参加部隊は陸軍スカウト・レンジャー部隊、海兵隊など国軍最精銳をはじめ実戦部隊多数が加わり、そのことは将官三人をはじめ高級軍人多数の参加にも反映されている。反乱軍の一時占拠拠点は、ボニファシオ基地、ビリヤモール空軍基地、アギナルド基地、マニラ国内・国際空港、二テレビ局、サングレーポイント基地（カビテ）、マクタン空軍基地（セブ）、マニラ北、南港に及んだ。反乱軍の一部はマカティのビル街を占拠し金融・ビジネス・センターを五日間にわたり麻痺させたし、セブの反乱軍の降伏までには九日間を要した。何よりも一時制空権を失った政府は、米軍機の出動による空中支援を要請しなければならなかつた。

続発するクーデタ事件は、国軍部隊の反乱軍への同調や中立傾向の拡がりによつて、国軍指揮系統の弛緩と政府の統率力の弱体を物語ついていた。同時にクーデタが、反乱側による爆発・テロ工作のほか、物価値上げ、電力危機、交通輸送危機、汚職腐敗事件など社会経済情勢の進行に合わせて行なわれ、政府の失政はいやが上にも印象づけられた。政情の悪化は回復しかかつた景気の腰を度たび折ることになつたし、特に对外イメージを悪化させて投資の盛り上がりを冷やすことになつた。

ところで、RAMのクーデタ事件関与は決して八・二八反乱事件に始まるものではなかつた。一九九〇年一〇月の「ダビデ調査委員会」報告によると、RAMはマルコス派との関係修復を早くも二月革命直後から始め、マニラ・ホテル占拠事件の計画も事前に知つていた。RAMは情報

を自らの胸に収めて関心をもつて事件の推移を見守り、マルコス派の救済を周旋して恩を売った。特にエンリレ国防相は、アキノ、ラモスの不在を利用して同事件処理交渉において寛大な方針を決め、その後の一連の事件処理のトーンを作った。⁽⁴⁹⁾ またホナサン大佐（当時）は、民間テレビ局占拠事件処理に当たってもマルコス派のために平和的解決方針をラモス参謀総長に迫った。ところがこのホナサンは、八・二八事件以前の諸事件の主役である、軍内兵士組織「ガーディアン同胞団」（G B I）とその民間協力組織「ガーディアン・センター財團」（G C F I）のいずれもの設立に重要な役割を果たしていた。⁽⁵⁰⁾

しかし早い時期の R A M の政権野心を示すものは、何と言つてもダビデ委報告が初めて詳細を明らかにした「女王陛下万歳」計画である。同報告が「潜在的にもつとも危険な（事件）」と言ふとおり、アキノの日本公式訪問出発直後と帰国後に相次いで二度も設定されたこの計画は、軍事力を使ってアキノ大統領を捕えて実権を奪うか、K B L 政治家と組んで廢止された国民議会を招集し、大統領代行を選出してアキノを辞任させるか、するものであった。もしラモス参謀総長と四軍司令官が参加を拒否しなかつた場合、国軍が丸ごと指揮系統を使って奪権するというのである。⁽⁵¹⁾

国軍改革派（R A M）はなぜ、アキノ政権成立まもなくからその打倒に動いたのであろうか。また、その主張や行動が全軍の間で共感を呼んでいるように見えるのはなぜであろうか。

軍部不満の背景

フィリピン国軍を駆り立てるものが、マルコス支配下で肥大化し変化した軍の体質にあることは論をまたない。社会経済的にだけでなく政治的にも進出した結果、政治化をとげていた。マルコス時代には文民優位は、マルコス個人の権威によつてわずかに保たれていた。マルコスに衰えが見えるや、一九八六年二月にはフィリピン軍の歴史上はじめて、エンリレ国防相をかついでクーデタ決起直前までいた。それが二月革命の事態の進行に呑み込まれて当初からみれば違った形の政権参加になつたため、革命の立役者とは言え不本意であつたことはまちがいはない。一旦味わいかつた権力の味が忘れがたいことは、エンリレが「アキノに預けた権力を返してもらおう」とささやくところに表われている。⁽⁵³⁾

しかも、これまた国軍の歴史上新しい現象である軍内派閥は、新政権発足後の軍内グループ解散命令にもかかわらず、むしろ盛行した。RAMが存続したのはもちろん、前述のとおりガーディアン（GDI）から新たにGCFIが派生、法人化され（一九八六年四月）、RAMからはより若い世代が「青年士官同盟」（YOUNG GUARDIANS）として派生した。⁽⁵⁴⁾ RAMは一二・一反乱からは「RAM・SFP（フィリピン国民の兵士）」を名のついている。アキノ政権五年間の治世は、職能的利害感情だけでなく、国家の現状についても欲求不満を生じさせ、軍内政治団体による政治運動に拍車をかけているのである。

しかし国軍が潜在的に政治化しており、ことに野心家のエンリレ国防相をいただいていたと言

つても、当初から攻撃的であったわけではない。事実は、新政権下で国軍全体としても深甚な被害者意識を抱き、自分たちの前途について脅威をすら感じたということである。

その原因には、マルコス時代に享受していた既得権が次々に奪われていくこともあった。新政権下の脱マルコス過程では国軍の改革が最大の眼目であつたから、新憲法には国軍改革の諸項目が細かに盛り込まれた。(1)高級軍人の任命に議会任命委員会の同意要件、(2)国軍の職業軍人意識高揚と軍人に對する正当な給与保障、(3)国軍の政治派閥への関与禁止と軍人の政治活動禁止、(4)現役軍人の政府機関文官職への配属禁止、(5)将校の停年延長禁止、(6)正規軍将兵の採用は特定の州・市出身者に偏しないこと、(7)参謀総長の任期は原則三年、(8)警察力は一元化し国家警察委員会の監督下に、(9)私兵の解体と民間郷土防衛隊を含め准軍組織は解体ないし正規軍への編入、などである。新憲法承認に際しての軍人の異常に高い反対票、憲法成立後もクーデタ派の執拗な「七二年憲法復帰」要求、上記憲法項目の立法化の際の抵抗、は軍の大きな不満を示している。⁽⁵⁶⁾

しかし国軍の最大の不安は、新政権下、ピープル・パワーを背景にした人権派の進出で天下がひっくり返ってしまったのではないか、というものであった。新政権がまず手をつけたことは政治犯の釈放で、一九八六年三月五日までに五一七人が釈放され、この中には国軍が反対したシン・ブスカイノら CPP-NPA の最高幹部も含まれていた。共産側に対する停戦交渉呼びかけもなされた。これらは選挙公約でもあり、国民和解、あるいは脱マルコスの当然の措置ではあつた。⁽⁵⁷⁾しかし注意を要するのは、一方で、やはり脱マルコスの一環として国軍による犯罪と人権侵

害に対する追及も急速に進められようとしていたことである。共産側こそ国軍が職務上最大の敵としてきた存在ではないか。共産側の闘争にも当然数々の犯罪行為がつきまとった。それが恩赦を受けて軍人の治安作戦の過程での行為が改めて追及されると、不公平感で受け止められることがある意味で自然であった。しかも対共産党和平交渉では軍の代表参加は排除されていた。クーデタ参加派も鎮圧側も含めて国軍士官が、クーデタの原因として、政府失政の諸項目とともに、「真の和解の欠如」「軍とC P P "N P Aとで不平等な人権侵害の扱い」「共産側、左翼分子に対する軟弱」を指摘しているのは興味ぶかい（これらは事件のたびにクーデタ指導者が繰り返す点でもある⁽⁵⁸⁾）。

これはあながち、軍の体質としての反共イデオロギーからくる自己正当化とばかりはいえない。二月革命後の高揚した状況は、かつてのマルコスのニノイ・アキノら反対派に対する苛酷な扱いゆえに、時の勢いとしてアロヨらマルコス時代の弾圧を経た人権派を政権運営の中枢に据えた。その急激で偏頗な脱マルコス過程は、無理からぬことは言え、国民和解となるべき政策をかえつて政情不安に導いた。ダビデ委報告も、人権派が反軍的感情と偏見をもちこみ、それが他の諸要因と重なって新政権と軍の特定層との早期の和解の可能性を閉ざしたこと⁽⁵⁹⁾を示唆し、「エドサ以後の不幸な情勢展開」としている。度たびのクーデタの指導者ホナサンが、常に「二月革命の出発点にもどる」ことを唱える時、彼は二月革命の立役者としての国軍改革派の自負を語るとともに、彼なりに二月革命の逸脱に異議申し立てを行なっているのである。

ここで付け加えておけば、暗殺されたアキノの夫人が政権に就いて始まつた急激な政策転換の動きは、国軍の目にはともすれば報復的なものに映つたのではないだろうか。新政権下の過去の人権侵害追及のなかでアキノ事件再審の動きも早い時期から浮上していた⁽⁶⁰⁾が、アキノ事件こそ国軍が独特的の負い目をもつ点であつたのである。それでも國軍改革派指導者の多くは、マルコス時代、政治犯たちからの情報収集活動として拷問、テロに従事してきたのである⁽⁶¹⁾。

開ざされた和平交渉の道

R A Mばかりでなく国軍として全力を挙げて動いたのはN D Fとの和平成立の阻止である。アキノ政権にとって共産勢力との和平は国民和解の根幹であつたが、国軍にとつては前述の事情により許しがたい妥協であつたからである。

共産勢力の側は選挙ボイコット戦術の破産が明らかとなり、国民の圧倒的支持を受けたアキノ政権の成立という新情勢の前に運動の目標を全く見失つていたから、停戦交渉の呼びかけにもすばやく応じた。しかし、一九八六年六月に停戦交渉が開始されると、その前後から国軍側の抵抗が表面化してきた。交渉が煮つまつてくると、エンリレ国防相は公然たる政府批判をエスカレー⁽⁶²⁾トさせた。関係修復のため設定された一〇月二二日のアキノとの会談では、「左派寄り八閣僚の更迭」などと併せて、停戦に期限をつけることと軍民協調による対共産勢力総合政策の採択とを要求している。

高まる国軍の不安と不満を背景に、軍にとつて危険な体制が固まる前に、実力で政権の奪取、

少なくとも実権の掌握へと動いたのが前述の「女王陛下万歳」計画であった。これは職業軍人として行動したラモス参謀総長が四軍司令官とともにほとんど危機一髪の形で未然に封じたが、政府にとつては国民和解路線挫折の第一歩となつた。⁽⁶³⁾

計画発覚によつてエンリレは国防相を解任され、後任には職業軍人意識の強いイレト次官が据わつたが、経済界やアメリカが期待したようにこれで情勢晴朗化とはいかななかつた。何よりもアキノ政権のナンバー・ツーは事実上ラモスとなり、これ以後、続発するクーデタに直面して弱体の同政権はたえず彼の率いる国軍を頼りに存続することになる。⁽⁶⁴⁾

国軍の意向を受け、エンリレと相打ちの形で左派寄りのピメンテル自治相、サンチエス労相が排除された。停戦交渉も一月中と期限を切られることによつて、同二七日、六〇日間暫定停戦協定調印が実現したが、本交渉である和平会談は以後国軍改革派、マルコス派からと見られる隠微な妨害工作に見舞われる。⁽⁶⁵⁾

すでにエンリレの反アキノ色鮮明化で社会情勢が不穏化するなかで起つた一九八六年一〇月下旬の連続爆発事件、一月半ばのオラリア人民党委員長の惨殺事件、若王子三井物産支店長の誘拐事件は政権揺さぶりを狙つたそれら勢力の仕業と見られる。なかでも大統領警護の海兵隊が農地改革の完全実施を要求する農民デモに発砲して一二人の死者を出した、八七年一月二二日の「メンジヨーラ橋事件」は共産側の政府不信を決定的なものにした。前年一二月一〇日から発効した停戦期間のなかで一月六日から和平会談が開始されていたが、この事件で無期延期となり、

NDF側は同月末一方的打ち切りを表明した。政府側交渉委員のマリア・ジョクノは発砲事件に抗議して辞任し、その父ホセ・ジョクノ大統領人権委員長らも辞任した。停戦期限切れ直前の政府側からの和平交渉再開と停戦期間延長の呼びかけも、政府の国軍統制力に対する共産側の根本的不信を解くことはできなかつた。

もちろん和平交渉には当初から大きな困難がつきまとつていた。長期の武力対決のなかで、相互の憎悪と不信は抜きがたいものがあつた。技術的な交渉にすぎない停戦交渉に比べて和平交渉では、共産側が矛を收められるだけの農地改革、国軍改革、米軍基地撤去などの諸改革や安全保障措置の受け入れが必要となるが、それらは国軍にとつては受け入れがたいものであろう。両者を満足させる国民和解方針は現実には至難の業である。

しかし同時に考えなければならない点は、共産側にも和平への転換を探る条件があつたことである。マルコス政権末期に勢力を伸長させたと言つても、それに伴う兵站上の問題もあり、勝利の確たる展望があつたわけではない。とりわけ二月革命の進展に立ちおくれたことで必死に転換を模索していた。その一つの表われが、合法政党「人民党」の創設であつた。また政府に対するいくつもの原則的政治要求も、政権参加によつて長期的に実現を図る方向でなければ解決できない性質のものである。NDFも最終目標が政権への政治参加にあることを明らかにしている。要是停戦協定長期化によつて事実上の和平状態に入り、その間に政府側が政情安定化と改革の推進によつて解決の雰囲気を広げることであつた。しかし政府不信を深めた国軍の妨害工作でその機

会は失われ、しかも状況は加速度的に悪化した。

前述のとおりクーデタの鳴動と爆発はその後も止まなかつた。一九八七年の四度のクーデタ事件、同未遂事件のうち、特に八・二八反乱では、力を蓄えていたRAMがついに前面に出てアキノ政権を根底から揺さぶつた。

国軍主流派に依拠して政権安定化を図るしかないアキノ政権は、国軍の懷柔とその要求受け入れ、そして左翼との絶縁方針を明らかにした。前者は、平均給与六〇%引き上げなど軍人の待遇改善であり、「容共派」と批判されてきたアロヨ官房長官、ロクシン法律顧問の更迭であつた。

また新設した大統領最高諮問機関、国家評議会の常任委員にはイレト国防相とラモス参謀総長が加えられた。後者の表わされは一九八七年一〇月二〇日経済人の集まりでのアキノ演説で、違法ストは警察力で排除しNDFとの和平交渉はしない、というものであつた。経済一三団体は直ちに全面新聞広告でアキノ支持を表明した。またその直後にはアキノ大統領が、当時共産勢力に対抗して簇生しつつあつた武装自警団を条件付きながら支持し、これまでの准軍組織「民間郷土防衛隊」(CHDF)の解体方針を事実上撤回した(事実、八八年六月に至つてCHDFは「市民軍地域部隊」(CAFGU)として存続が決まつた)。⁽⁶⁶⁾

クーデタ統発には以下のように、国軍の体質とともに、政府の事件処理方針とラモス参謀総長の国軍統率方針がかかわっていた。特徴的なことに、規律が厳正さを欠くことを反映して、事件参加者には常習者が多かつた。一九九〇年一〇月の法改正で終身刑になるまで反乱罪の最高刑は

わずか一二年であった。その執行もルーズで、逮捕者が脱走したり捕まらないケースも珍しくなかった。また参加指導者の配置転換も安易で、かえつて彼らの影響力を重要な地方や部署に撒き散らすことになった。⁽⁶⁷⁾

第一に、「フィリピン軍一家」とでも言える伝統的な人的結合の存在がある。そのような行動様式はダビデ委報告の随所に見られるところである。

第二に、政治化した軍内でRAM、ガーディアン、YOUなど強力な派閥が根を張り、それらを無視しては現実に指揮系統が貫徹できない状況がある。RAMのホナサン大佐（当時）が、民間テレビ局占拠事件でマルコス派反乱に対する武力鎮圧に反対して、参謀総長と直談判したのもその一例である。⁽⁶⁸⁾

第三に、ラモスが参謀総長——国防相（一九八八年一月就任）を通じてみせた寛大な方針が注目される。悪例を残したのは決してマニラ・ホテル事件におけるエンリレだけではなかった。ラモスは、もつとも危険だったとされる「女王陛下万歳」計画について独自調査をさせながら、その結果は政府に報告せず、関係軍人の行動は不問に付した。⁽⁶⁹⁾ 国軍掌握に当たつて第二の要因を考慮したためであろうが、それは彼の政治感覚ということでもある。事件の続発で本来ならその国軍統率力が問われるべきところ、逆に彼は事件ごとに重きをなし、有力な次期首班候補に取り沙汰されるに至っている。

泥沼の武装闘争続く

ここで共産勢力側に目を転ずると、和平交渉が破れたことで彼らは武装闘争を無期限に継続する道に入りこんだ。

彼らにとつても、アキノ政権の構成や軍の動向から、和平交渉の結果は期待はずれというよりもしろ半ば予期されたものであつたろう。二月革命で情勢の発展に追い抜かれた彼らとしては、停戦は方針の再検討と態勢の立直しの時を稼ぐとともに、地域社会との交流やマスメディアへの登場で「人間の顔をした共産党」の姿を大いに宣伝するによい機会であった（もちろん軍側も、地下から浮上した運動参加者の面通しなど情報収集に利用した）⁽⁷⁰⁾。

ただ共産側の運動の内情は切迫したものであつた。マルコス時代末期の運動の急拡大と、それにもかかわらず思いもかけず二月革命の進展に立ちおくれたことが、組織と路線の両面で党内に混乱をもたらした。

路線面では、機械的な階級分析や統一戦線における硬直的な党派主義の問題にとどまらず、特に都市部からは持久的人民戦争という路線そのものに初めて深刻な疑問が提出された。異例の全党的な討議が続いたが、結局一九八六年五月の共産党政治局決議は、重大問題を政治局全体会議にかけず同常務委員会で決定したことなど誤りを戦術的性質のものに帰し、基本路線は不問に付した。八月には全党的討議の打ち切りが宣せられた⁽⁷¹⁾。しかしそれだけでは党内の不満は収まらず、ロドルフォ・サラス委員長の辞任に加え、合法闘争の枠を広げる人民党の創設となつた。

組織面の混乱の好例は、一九八五～八七年ミンダナオを中心に起こった大量の内部処刑事件である。急拡大下で運動参加者の審査、教育がおろそかになつたため生じたスパイ潜入により、パラノイア状態に陥った結果で、ミンダナオの処刑者は党幹部証言で六〇人、軍報告で八〇〇人に達した。恐怖に駆られたゲリラ数百人、支持者数万人が離脱し勢力は半減した。都市闘争のモデル根拠地であったダバオ市アグダオ・スマラムでは、脱走した党活動家が軍指導のもとに武装自警団を組織して党に対抗し、同拠点はまたたく間に崩壊した⁽⁷²⁾。これらは長期の武装闘争につきまとう問題点であったが、そのほかにも、武装闘争は戦線拡大の一方で、資金、食料、武器という兵站上の問題などを生んでいる。たとえば、支持者農民に対する現金や食料の割当が次第に過重となり、拒否者に対する圧迫から離反を招いている。

しかし人民戦争路線への疑問 자체は、和平交渉の破綻、選挙闘争の不振、相次ぐクーデタとアキノ政権の右傾化、など客観情勢の推移のなかで沈黙させられた。事実、一九八七年八・二八事件後、CPP中央委は武装闘争強化を呼びかけ、ビコールの橋梁爆破、首都圏の都市ゲリラ、基地周辺での米兵襲撃などが展開された。これらは国軍反乱分子の活動と合わせ、アキノ政権を揺さぶる治安悪化の最大の要因となつていて⁽⁷³⁾。CPPは八八年一二月、再建一〇周年に当たつて、一〇年以内に政権を奪取する、戦略的防禦から戦略的均衡に移る時期も遠くない、との展望を示している。別にシソンは、戦略的均衡に移る時期を八六年から三～五年の間と予測している。
しかしCPPの、武装闘争を主体とした革命路線は確立された方針なのであろうか。一方で一

九八七年以降の共産側軍事攻勢強化が住民の間からはげしい批判を浴びたことが注目される。ビコール地方の橋梁爆破戦術などは修正を余儀なくされ、都市部のテロ・暗殺戦術も、反乱軍側のテロと相乗された治安悪化により中産階級を離反させ、再検討を迫られている。⁽⁷⁴⁾ 他方で、アメリカ軍事援助の増強、一定の国軍改革が寄与してか、八八年以来の軍事情勢が政府軍側にとつて好転しつつある傾向も見られる。八八年にはベンハミン・デベラCPP副委員長、ラファエル・バイロシス同書記長、ロムロ・キンタナールNPA司令官が一斉逮捕されたし、地方幹部の逮捕も頻々と起こっている。⁽⁷⁵⁾

全国広範囲にNPAのゲリラ戦線が展開し、経済情勢、特に地方経済の改善がはかばかしくない状況下では、共産勢力の急速な掃討という事態は考えられない。ただし一九六〇年代末以来二〇年以上に及ぶ共産勢力の軍事闘争は、むしろ決定的に「勝利でも敗北でもない」手詰まりの形で継続されると想定した方がよいであろう。つまり手詰まりのまま惰性で武装闘争を継続しつつ、打開の方策を探ねあぐねている状況にある。⁽⁷⁶⁾

中長期的に見た場合、共産勢力の武装闘争の前途は一層暗い。

第一に、アキノ政権の登場、冷戦の後退と世界各地の社会主義の破綻があり、特に一九八〇年代末期から都市部での（とりわけ学生運動への）CPPの影響力低下が見られる。これは指導者の世代交替において農民の比重を高め、学歴低下は一層硬直化した教条主義、軍事闘争至上主義の傾向を生む可能性がある。⁽⁷⁷⁾

第二に、武装闘争が見込みなく長期化することが運動参加者を疲弊させている。社会主義国からの援助が望めないなど国際環境が不利になるなかで、逆に外国援助への期待を高め（シンシン元委員長らのヨーロッパ「ユトレヒト」常駐による援助確保工作）、一方、野戦の運動参加者が、戦略的均衡に向けての局面打開を重火器の導入など装備改善に期待する傾向を生んでいる。⁽⁷⁸⁾ ここでも軍事至上主義が助長されることになる。

もう一度、一九八六年時点に帰ると、内外の環境は武装闘争の可能性をますます狭めていたし、少なくとも政府軍との停戦期間の長期化によってCPP指導部に武装闘争方針再検討の時間を与えることは十分に意味があったと思われる（アキノ政権発足時の一七項目公約では「六ヶ月の停戦」であつたことを想起せよ）。彼らとしても、武闘派と目されたあのサラス委員長を含めて、政権構想において中産階級の発展度、民主的伝統、西欧の影響を考慮して、中国的政治制度でなくニカラグア的な複数政党主義の採用を当然とする程度には進化していた。⁽⁷⁹⁾

アキノ政権が対共産勢力方針で軍を敵に追いやつたことは、この選択を不可能にし、左右からの武装反乱—治安悪化—政情不安—左右の反乱強化、という悪循環を固定化させた。

これにはさらに、MNLFとコルディリエーラ解放戦線という少数民族の武装反乱問題の処理も付け加わる。アキノ政権はNDFとの交渉と併行して両者との交渉を進め、後者とは停戦に合意し、前者との戦闘も鎮静化しているが、完全な解決を見たわけではなく火種は残っている。一九八九年に、新憲法にもとづくミンダナオ・イスラム地域、コルディリエーラ地域の自治基本法

を制定したが、八九年一一月と九〇年一月にそれぞれ行なわれた住民投票の結果は、局地的に承認を受けたのみであった。⁽⁸⁰⁾